


令和4年4月から、

# 不妊治療が保険適用されます。

 体外受精などの基本治療は全て保険適用されます。

保険適用になる治療

採卵  
採精


体外受精  
顕微授精

受精卵・  
胚培養

胚凍結保存

胚移植

※上記に加えて実施されることのある「オプション医療」についても、保険適用されるもの、「先進医療」として保険と併用できるものがあります。

 年齢・回数<sup>※</sup>の要件（体外受精）は助成金と同じです。

年齢制限	回数制限	
治療開始時において 女性の年齢が 43 歳 未満であること	初めての治療開始時点の女性の年齢	回数の上限
	40 歳未満	通算 6 回まで（1 子ごとに）
	40 歳以上 43 歳未満	通算 3 回まで（1 子ごとに）

※過去の治療実績や助成金利用実績は、回数の計算に含めません。

 窓口での負担額が治療費の 3 割となります。 ※保険診療の治療費

治療費が高額な場合の月額上限（高額療養費制度）もあります。

具体的な上限額や手続きは、**ご加入の医療保険者**（国民健康保険にご加入の方は、**お住まいの市町村**の担当窓口）にお問い合わせください。

高額療養費制度  
(厚生労働省HP)



北海道

北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課